

茨城県報 第5489号

昭和42年3月30日

木曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)**目 次****告 示**

ページ

- | | | | |
|-------------------------------|----|---------------------------------|----|
| ●青少年に有害な図書の指定 | 1 | ●計量器定期検査執行 | 21 |
| ●神栖村内の字区域の一部変更 | 2 | ●道路の区域変更(3件) | 21 |
| ●水戸市内の町の区域及び名称の一部変更 | 3 | ●道路の供用開始(2件) | 22 |
| ●国民健康保険医の登録 | 11 | (公 安 委 員 会) | |
| ●昭和42年度第1回理容、美容師の試験 | 11 | ●警察において身体を拘束されている者の
食料に関する告示 | 23 |
| ●農業灾害補償法に基づく共済事業の実施
区域 | 15 | ●交通信号機を設置し管理する場所の一部
改正 | 23 |
| ●家畜伝染病の発生転帰 | 15 | ●道路の通行禁止、制限その他の交通規制
の一部改正 | 24 |
| ●ニューカッスル病予防移動禁止区域等指
定の一部改正 | 16 | 公 告 | |
| ●豚コレラ予防の移入禁止区域等の指定 | 16 | ●干拓事業竣工の期日の決定 | 24 |
| ●豚コレラ予防注射 | 16 | ●鶴戸沼土地改良区役員の退任 | 24 |
| ●豊加美南部地区換地計画の縦覧 | 17 | ●宅地建物取引業者の免許 | 24 |
| ●土地配分計画(4件) | 17 | ●建築許可に関する聴聞 | 25 |
| ●計量器定期検査執行についての指定 | 19 | ●小売販売業者甲の登録 | 25 |

告 示**茨城県告示第404号**

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、
青少年に有害な図書として昭和42年3月23日次のものを指定した。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

記

図 書 名	号 别	發 行 所 名
グラマーフォト	4月号	K.K.三世新社
実話雑誌	〃	〃
読切俱楽部	増刊4月号	〃
チヤームフォト	3月号	パン・フォト・プレス
ユーモアグラフ	4月号	〃
甘い写真	3月号	プレイグラフ社

キュー テイ 一画報	4 月 号	れ も ん 社
実 話 情 報	〃	文 献 資 料 刊 行 会
実 話 と 手 記	〃	手 帖 社
夫 婦 生 活	〃	〃
女	〃	〃
実 話 と 秘 錄	〃	明 文 社
別 冊 スクリーン	〃	近 代 映 画 社
100万 人 の 映 画 館	〃	新 風 出 版 社

茨城県告示第405号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき神栖村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同村長から届け出があつた。

この字区域の変更は、昭和42年3月31日から効力を生ずるものである。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

大字萩原字四番洲1353番の2の一部

及びこれに伴う道路、水路等国有地の全部を、大字日川字二番洲に変更

大字萩原字四番洲1494番の1の全部、1853番の1の一部、1853番の2の一部、1854番の1から1854番の5まで、1854番の6から1854番の13までの各一部、1854番の16番の一部、1854番の17、1854番の18

大字日川字二番洲2711番の1から2711番の12まで、2711番の13から2711番の16までの各一部、2711番の26番から2711番の39まで、2711番の40の一部、2711番の41の一部、2712番の2の一部

及びこれに伴う道路、水路等国有地の全部を、大字日川字三番洲に変更

大字萩原字四番洲1853番の2の一部**大字日川字二番洲2712番の2の一部**

及びこれに伴う道路、水路等国有地の全部を、大字萩原字一番洲に変更

大字萩原字一番洲1494番の1から1494番の16まで

〃 字三番洲1683番から1689番までの各一部、1690番から1711番まで、1714番の1の一部、1714番の2、1714番の4の一部、1714番の5から1714番の15まで

〃 字四番洲1766番の59から1766番の77まで、1853番の1の一部、1853番の2の一部、1854番の6から1854番の13までの各一部、1854番の14、1854番の15、1854番の16の一部

及びこれに伴う道路、水路等国有地の全部を、大字萩原字二番洲に変更

大字萩原字二番洲1582番の1から1582番の13まで、1582番の14の一部、1582番の15の一部、1582番の18から1582番の20までの各一部、1605番から1609番までの各一部、1665番から1669番までの

各一部、1670番から1672番まで

大字萩原字四番洲1766番の25から1766番の36まで、1766番の46、1766番の47、1766番の49から1766番の51まで、1766番の52の一部、1766番の314、1766番の317、1853番の2の一部及びこれに伴う道路、水路等国有地の全部を、大字萩原字三番洲に変更

茨城県告示第406号

水戸市における住居表示の実施に伴い、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、同市内の別図1に示す町の区域及び名称を、別図2に示すとおり変更した旨、同市長から届け出があつた。

この町の区域及び名称の変更は、昭和42年6月1日から効力を生ずるものである。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

別図 1



別図 2



別図2の説明

町の区域の境界線は、原則として、道路、河川、水路、鉄道及び軌道等の北側又は東側としたものである。

これを新町名ごとに説明すれば次のとおりである。

新町名	区域の説明
金町2丁目	国道123号線北側～市道7号線東側～市道41号線北側～市道157号線東側～市道220号線北側～市道220号線東側～都市計画街路2・3・10号線北側～市道農道東側～市道220号線北側～市道257号線東側～市道157号線東側で囲む区域
金町3丁目	国道123号線北側～市道120号線東側～市道222号線東側～都市計画街路2・3・10号線北側～市道220号線東側～市道220号線北側～市道157号線東側～市道41号線北側～市道7号線東側で囲む区域
五軒町1丁目 (1部)	市道主1号線北側～市道5号線東側～国道123号線北側～表示外の地点で囲む区域
五軒町2丁目	市道主1号線北側～市道7号線東側～国道123号線北側～市道5号線東側で囲む区域
五軒町3丁目	市道主1号線北側～市道19号線東側～国道123号線北側～市道7号線東側で囲む区域
栄町1丁目 (1部)	市道180号線北側～表示地点外を通り～市道184号線北側～市道19号線東側で囲む区域
栄町2丁目 (1部)	市道184号線北側～表示地点外を通り～国道123号線北側～市道19号線東側で囲む区域
泉町1丁目 (1部)	市道169号線北側～市道31号線北側～市道11号線東側～市道5号線東側～市道主1号線北側～表示地点外を通り～市道169号線東側で囲む区域
泉町2丁目	市道31号線北側～市道31号線東側～市道6号線東側～市道主1号線北側～市道5号線東側～市道11号線東側で囲む区域
泉町3丁目	市道30号線北側～市道30号線東側～国道50号線北側～市道850号線東側～市道未認定線東側～市道6号線東側～市道31号線東側で囲む区域
大工町1丁目	市道181号線南側～県道千波公園上水戸停車場線東側～市道180号線北側～市道主1号線北側～市道未認定線東側～市道850号線東側～国道50号線北側～市道30号線東側で囲む区域
大工町2丁目 (1部)	市道17号線北側～表示地点外を通り～県道千波公園上水戸停車場線東側で囲む区域
備前町	国道6号線北側～国鉄常磐線北側～県道千波公園上水戸停車場線東側～市道主11号線北側～市道11号線東側～市道主11号線北側～市道12号線東側～市道12号線北側～市道12号線東側～市道11号線東側～市道31号線北側～市道169号線北側～市道186号線東側～市道34号線北側～市道545号線東側で囲む区域

天王町	市道主11号線北側～県道千波公園上水戸停車場線東側～市道181号線南側～市道30号線北側～市道31号線東側～市道31号線北側～市道11号線東側～市道12号線東側～市道12号線北側～市道12号線東側で囲む区域
常磐町1丁目	国鉄常磐線北側～市道909号線北側～市道145号線北側～市道主3号線北側～県道常磐公園線～市道142号線北側～市道201号線東側～市道16号線北側～市道197号線北側～県道千波公園上水戸停車場線東側で囲む区域
常磐町2丁目	市道197号線北側～市道16号線北側～市道201号線東側～市道142号線北側～県道常磐公園線東側～市道主3号線北側～県道千波公園上水戸停車場線東側で囲む区域
元山町1丁目	市道主3号線北側～県道常磐公園線東側～県道水戸岩間線南側～県道水戸岩間線東側～市道17号線北側～県道千波公園上水戸停車場線東側で囲む区域
元山町2丁目	市道主3号線北側～市道145号線北側～市道909号線北側～国鉄常磐線北側～県道水戸岩間線南側～県道常磐公園線東側で囲む区域

新町名	旧町の名称
金町2丁目	上金町の一部、桜町の一部、霞町の一部、根本町の一部
金町3丁目	下金町の一部、桜町の一部、寺町の全域、根本町の一部
五軒町1丁目 (1部)	鉄砲町の一部、裡五軒町の一部、五軒町の一部、上金町の一部
五軒町2丁目	裡五軒町の一部、五軒町の一部、上金町の一部
五軒町3丁目	藤坂町の一部、信願寺町の一部、撞木町の一部、長町の一部、下金町の一部
栄町1丁目 (1部)	信願寺町の一部、並松町の一部、栄町1丁目の一部、栄町2丁目の一部、撞木町の一部、長町の一部
栄町2丁目 (1部)	長町の一部、並松町の一部、栄町3丁目の一部、下金町の一部、馬口勞町の一部
泉町1丁目 (1部)	幸町の一部、備前町の一部、天王町の一部、新鳥見町の一部、泉町の一部 鉄砲町の一部、裡五軒町の一部
泉町2丁目	天王町の一部、新鳥見町の一部、鳥見町の一部、泉町の一部、荒木町の一部、五軒町の一部、裡五軒町の一部
泉町3丁目	鳥見町の一部、泉町の一部、荒木町の一部、藤坂町の一部、裡五軒町の一部、信願寺町の一部、裡信願寺町の一部
大工町1丁目	鳥見町の一部、裡鳥見町の一部、向井町の一部、元山町の一部、大工町の全域、泉町の一部、裡信願寺町の一部、信願寺町の一部、栄町1丁目の一部
大工町2丁目 (1部)	向井町の一部、新大工町の一部、寿町の一部
備前町	常磐町の一部、釜神町の一部、備前町の一部、神崎町の一部、幸町の一部 天王町の一部

天王町	神崎町の一部、釜神町の一部、常磐町の一部、元山町の一部、天王町の一部、裡鳥見町の一部
常磐町1丁目	常磐町の一部、元山町の一部
常磐町2丁目	常磐町の一部、元山町の一部
元山町1丁目	元山町の一部、寿町の一部、新大工町の一部、向井町の一部
元山町2丁目	元山町の一部

茨城県告示第407号

国民健康保険法第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により公示する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

記号・番号	登録年月日	国保医名
茨国医 2299	42. 1. 30	中村隆一
〃 2300	42. 3. 6	島田和哉

茨城県告示第408号

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定に基づく理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定に基づく美容師試験を次のとおり実施する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

昭和42年度第1回理容師試験、美容師試験要領

1 願書受付期間

昭和42年4月19日(水曜日)から同年4月21日(金曜日)まで。毎日午前9時から午後4時30分まで

2 願書提出先

(1) 茨城県衛生部環境衛生課(水戸市三の丸1丁目5番38号)

(2) 願書は、本人または代理人が直接持参しなければならないものとし、郵送による願書は受理しない。

3 試験期日及び試験場

期 日		試 驗 場	
学 科	理 容 美 容	昭和42年5月14日	水戸市藤坂町1268番地 大成女子高等学校
実 地	理 容	昭和42年5月30日から 5月31日まで	水戸市常磐町5770 茨城中央理容学校
	美 容	昭和42年6月5日から 6月7日まで	石岡市大小路1715 茨城高等理容美容学校

4 受 験 資 格

- (1) 厚生大臣指定の理容師養成施設または美容師養成施設において、理容師または美容師たるに必要な知識及び技能を修得したのち、昭和42年4月18日現在において、実地練習期間が1年以上（実働日数が280日以上であることを要する。）となる者
- (2) 学科試験を免除される者にあつては、昭和40年以降茨城県知事施行の理容師試験または美容師試験の学科試験に合格した者

5 提 出 書 類

- (1) 受験願書（別記様式(1)によること。）
 - (2) 厚生大臣の指定した養成施設の卒業証明書または卒業証書の写（卒業証書の写の場合は、卒業証書も持参すること。）
 - (3) 実地練習証明書（別記様式(2)によること。）
 - (4) 履歴書
 - (5) 戸籍抄本または戸籍記載事項証明書（願書提出前3カ月以内に作成されたもの）
 - (6) 写真（願書提出前3カ月以内に撮影した名刺型、正面半身、脱帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものを別記様式(3)による用紙にはりつけること。）
 - (7) 学科試験を免除される者にあつては、別記様式(4)による願書並びに学科試験合格証明書またはその写及び(6)に定める写真
- 学科試験当時の戸籍内容にその後変更があつた場合は、戸籍抄本または戸籍記載事項証明書

6 受験手数料

茨城県収入証紙1,000円を別記様式(1)または様式(4)による願書にはりつけること。

（収入証紙は、消印しないこと。）

7 そ の 他

- (1) 受験上の詳細な心得等については、願書受付の際指示する。
 - (2) 受験願書、実地練習証明書の用紙及び写真はりつけの用紙は、茨城県衛生部環境衛生課から交付する。
- 受験に関する照会、用紙の請求等については、あて先明記の返信用封筒（15円切手をはつたもの）を同封すること。
- (3) 願書提出の際は、必ず印鑑を持参すること。
 - (4) 合格発表は、茨城県庁舎内の衛生部掲示板に掲示するほか本人に通知する。

様式第1号

収入証紙はりつけ欄

理容師試験受験願書

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

本籍

住所

(方)

氏名

(印)

昭和正年月日生

理容師・美容師試験を受けたいので、関係書類を添えてお願いします。

(添付書類)

- 1 指定養成施設の卒業証明書または卒業証書の写
- 2 実地練習証明書
- 3 履歴書
- 4 戸籍抄本または戸籍記載事項証明書(受験願書提出前3カ月以内に作成されたもの。)
- 5 写真(受験願書提出前3カ月以内に撮影した名刺型、正面半身、脱帽で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの。)

(注) 1 はりつけた収入証紙に押印すると無効となります。

2 訂正箇所には必ず訂正印を押して下さい。

様式第2号

この証明書は必ず開設者が証明すること。

(理容師法施行規則第18条の規定による)

(美容師法施行規則第18条の規定による)

理容師実地練習証明書

本籍

住所

(方)

氏名

昭和正年月日生

上記の者は、当理(美)容所において、次のとおり、理(美)容の実地練習を行なつたことを証明する。

1 期間

年 月 日から

年 月 日まで

日 間

2 習練の概要

期	概	要
第1習練期	月～月	
第2習練期	月～月	
第3習練期	月～月	
第4習練期	月～月	

昭和 年 月 日

理(美)容所の所在地

名 称

開設者の氏名

(印)

様式第3号

昭和42年度第1回理容師試験受験者 美	
本 籍	昭和 年 月 日 生
氏 名	
写	
真	
受験番号	

(A列6)

105×148mm

様式第4号

収入証紙はりつけ欄

理容師実地試験受験願書
美容師

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

本籍

住所

氏名 (方)
昭和 大正 年 月 日 生

昭和 年 月 茨城県施行の理容師・美容師学科試験に合格しているので、実地試験を受けたくお願いします。

(添付書類)

- 1 学科試験合格証明書の写
- 2 学科試験当時の戸籍内容にその後変更があつた場合は、戸籍抄本または戸籍記載事項証明書
- 3 写真(受験願書提出前3ヵ月以内に撮影した名刺型、正面半身、脱帽で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)

(注) はりつけた収入証紙に押印すると無効になります。

茨城県告示第409号

農業災害補償法第85条の3第1項の規定による共済事業を行なう市町村及び当該市町村が行なう共済事業の実施区域を同法第85条の3第3項の規定に基づき次のように公示する。

この公示は、昭和42年4月1日から適用する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 青鹿明司

市町村名	共済事業の実施区域	移譲の申出を行なつた農業共済組合名
水戸市	水戸市の区域一円	水戸市農業共済組合
茨城町	茨城町〃	茨城町〃
新治村	新治村〃	新治村〃

茨城県告示第410号

家畜伝染病が下記のとおり発生及び転帰した。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 青鹿明司

記

病 名	発生(決定)月日	発生羽数	転 帰	発 生 場 所
ニューカツスル病	3月18日	2,898羽	死 亡 28羽 殺処分 2,870羽	新治郡八郷町
"	3月20日	59〃	殺処分 59〃	鹿島郡神栖村
"	"	251〃	死 亡 12〃 殺処分 239〃	下妻市下妻

累計 62,386羽

茨城県告示第411号

昭和42年2月2日 茨城県告示第138号で告示した 茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカツスル病予防のための移動禁止区域等の指定の一部を次のように改める。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

- 1 移動禁止区域中 新治郡八郷町川又、下妻市下妻田町を加え、猿島郡岩井町長谷、借宿1区、借宿2区、大崎、境町内門、山崎、猿山、総和村上大野、五霞村小福田、鹿島郡鹿島町栗生を除く。

茨城県告示第412号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則(昭和27年6月20日茨城県規則第47号)第3条第1項の規定に基づき豚コレラ予防のための移入禁止区域、家畜の種類、物品及びその他必要な事項について下記のとおり指定した。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

記

- 1 移入禁止区域 栃木県栃木市、千葉県大里郡
- 2 家畜の種類及び物品 豚及び豚コレラの病原体をひろげるおそれのあるもの
- 3 その他の 船車に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第413号

家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき豚コレラの予防注射を下記により受けることを命ずる。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

記

- 1 実施の目的 豚コレラの発生予防
- 2 実施する区域 県下一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
生後50日以上の豚
- 4 実施期間 昭和42年4月1日から昭和43年3月31日まで
- 5 実施の方法 豚コレラクリスタルヴァイオレット予防液の皮下注射
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第414号

昭和42年1月24日付で下妻市長中山繁から申請のあつた豊加美南部地区の換地計画は審査の結果適當と決定したので、土地改良法第96条の4で準用する同法第52条の2第4項の規定により下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

記

- 1 縦覧に供する書類
豊加美南部地区換地計画書の写
- 2 縦覧の期間 昭和42年4月5日から (21日間)
昭和42年4月25日まで
- 3 縦覧の場所 下妻市役所

茨城県告示第415号

農地法第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

地 区 名	所 在 地			入 植 者		増 反 者		備 考
	郡市	町村	字	予定売渡口数	予定売渡面積	予定売渡口数	予定売渡面積	
那珂中部の28	那珂	那珂				1 団体1	^{m²} 495 190,638	新規
北山の4	笠間	日草場				団体1	2,602	"
七会の3	西茨城	七会				" 1	11,048	"

ザク沢の3	笠間	来栖				団体1	7,088	新規
大淵の2	"	大淵				" 1	8,384	"
金越の2	西茨城	岩瀬				" 1	4,534	"
鯉淵の12	東茨城	内原				" 1	1,627	"
後山の2	西茨城	岩瀬				" 1	2,248	"
當団鯉淵の9	東茨城	内原				" 1	27,658	"
西郡西部(鳥居松) の6	笠間	鳥居松				" 1	1,322	"
大野原の8	鹿島	神栖				" 2	54,624	"
鹿島北部(南野)の17	"	鉢田				" 1	2,836	"
鹿島北部の16	"	"				" 1	31,826	"
堀の内の2	"	"				" 1 増反1	3,279 282	"
玉造(武田)の29	行方	北浦				団体1	81,003	"
" (南生)の30	"	"				" 1	13,862	"
" (要)の31	"	"				" 1	14,267	"
出島十ヶ村の24	新治	出島 千代田				" 2	328,863	"
松岡町の3	高萩	上手綱				" 1	315	"
森戸の5	猿島	岩井				" 2	123,247	"

茨城県告示第416号

土地改良法第94条の8第1項の規定に基づき、土地配分計画が作成されたから、同項及び第94条の9の規定に基づく土地改良法施行令第72条第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

地 区 名	所 在 地			入 植 者	増 反 者	そ の 他		備 考
	郡	町村	大字	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積	
延 方 の 3	行方	潮来	延方 地先	—	—	—	—	3 ha 12.02

茨城県告示第417号

土地改良法第94条の8第1項の規定に基づき、土地配分計画が作成されたから、同項及び第94条の9の規定に基づく土地改良法施行令第72条第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

地 区 名	所 在 地			入 植 者	増 反 者	そ の 他		備 考
	郡	町村	大字	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積	
涸 沼 の 1 (第2工区)	東茨城	茨城	宮ヶ崎 地先	—	—	241	ha 60.82	1 ha 3.20

茨城県告示第418号

土地改良法第94条の8第1項の規定に基づき、土地配分計画が作成されたから、同項及び第94条の9の規定に基づく土地改良法施行令第72条第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

地 区 名	所 在 地			入 植 者	増 反 者	そ の 他		備 考
	郡	町村	大字	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積	
余 鄉 入 の 2	稲敷	江戸崎 美 浦	鳩崎 間野 端山 地先	—	—	20	ha 9.86	—

茨城県告示第419号

東茨城郡各町村に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条および第142条の規定により執行区域、器物提出の日時および場所を次のとおり指定し、計量法第143条第1項の規定により次のとおり公示する。

ただし、計量法第139条ただし書各号に該当する計量器は提出を要しない。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
御前山村	昭和42年5月8日 (午前9時から) 午後3時まで	御前山村(旧長倉村)臨時計量検査所
	〃 〃 9日 (〃)	〃 (旧野口村) 〃
	〃 〃 10日 (〃)	〃 (旧伊勢畠村) 〃
桂 村	〃 〃 11日 (〃)	桂 村(旧沢山村) 〃
	〃 〃 12日 (午前9時から) 午前11時30分まで	〃 (旧岩船村) 〃
	〃 〃 12日 (午後1時から) 午後3時まで	〃 (旧坪村) 〃
常 北 町	〃 〃 15日から(午前9時から) 16日まで(午後3時まで)	常 北 町(旧石塚町) 〃
	〃 〃 17日 (午前9時から) 午前11時30分まで	〃 (旧西郷村) 〃
	〃 〃 17日 (午後1時から) 午後3時まで	〃 (旧小松村) 〃
内 原 町	〃 〃 18日 (午前9時から) 午前11時30分まで	内 原 町(旧中妻村) 〃
	〃 〃 18日 (午後1時から) 午後3時まで	〃 (旧鯉淵村) 〃
	〃 〃 19日 (午前9時から) 午後3時まで	〃 (旧下中妻村) 〃
美野里町	〃 〃 22日 (〃)	美野里町(旧竹原村) 〃
	〃 〃 23日 (〃)	〃 (旧堅倉村) 〃
小 川 町	〃 〃 24日 (〃)	小 川 町(旧小川町) 〃
	〃 〃 25日 (午前9時から) 午前11時30分まで	〃 (旧橘村) 〃
	〃 〃 25日 (午後1時から) 午後3時まで	〃 (旧白河村) 〃
茨 城 町	〃 〃 26日 (午前9時から) 午前11時30分まで	茨 城 町(旧上野合村) 〃
	〃 〃 26日 (午後1時から) 午後3時まで	〃 (旧沼前村) 〃
	〃 〃 27日 (午前9時から) 午前11時30分まで	〃 (旧川根村) 〃
	〃 〃 29日 (午前9時から) 午後3時まで	〃 (旧長岡村) 〃
	〃 〃 30日 (午前9時から) 午前11時30分まで	〃 (旧石崎村) 〃
大 洗 町	〃 〃 30日 (午後1時から) 午後3時まで	大 洗 町(旧夏海村) 〃
	〃 〃 31日 (午前9時から) 午後3時まで	〃 (旧大貫町) 〃
	〃 6月1日から(〃) 2日まで	〃 (旧磯浜町) 〃
常 澄 村	〃 〃 3日 (午前9時から) 午前11時30分まで	常 澄 村(旧大場村) 〃
	〃 〃 5日 (午前9時から) 午前11時30分まで	〃 (旧下大野村) 〃
	〃 〃 5日 (午後1時から) 午後3時まで	〃 (旧稻荷村) 〃

茨城県告示第420号

東茨城郡各町村に対する計量法第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するから、
計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

昭和42年5月8日から

昭和42年6月8日まで

定期検査実施の場所 計量器の所在の場所

茨城県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和42年3月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 50号線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の巾員	延長	摘要要
下館市大字女方字砂田12番地の 3地先から	旧	メートル 4.8~18.0 11.0~70.0	メートル 4,205.0 4,158.0	建設省 直轄工事
	新	11.0~70.0	4,158.0	
下館市大字神分字熊山208番地 の2地先まで				

茨城県告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和42年3月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 50号線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の巾員	延長	摘要
下館市大字市野辺字落堀 227番地の1地先から	旧	メートル 6.4~16.7	メートル 1,080.0	建設省 直轄工事
下館市大字市野辺字窪田51番地の1地先まで	新	8.8~29.9	1,080.0	

茨城県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和42年3月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城二宮線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の巾員	延長	摘要
下館市大字樋口字仙在641番地の1地先から	旧	メートル 2.5~4.0	メートル 483.2	
下館市大字樋口字水無 594番地地先まで	新	3.6~4.2	300.0	
下館市大字樋口字仙在641番地の1地先から				
下館市大字樋口字仙在674番地の1地先まで				

茨城県告示第424号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年3月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

- 1 路線名 県道 結城二宮線
- 2 供用開始の区間 下館市大字樋口字仙在641番地の1地先から

下館市大字樋口字仙在674番地の1地先まで

- 3 供用開始の期日 昭和42年3月30日

茨城県告示第425号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年3月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 青鹿明司

- 1 路線名 一般国道51号線
2 供用開始の区間 東茨城郡大洗町大字成田字矢場4287番地地先から
東茨城郡大洗町大字大貫町字前原1212番地の13地先まで
3 供用開始の期日 昭和42年4月1日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第9号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示(昭和41年3月22日茨城県公安委員会告示第5号)の全部を次のように改正し、昭和42年4月1日から施行する。

昭和42年3月30日

茨城県公安委員会委員長 宮崎慶一郎

警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示

警察において身体を拘束されている者の食料は1食47円とする。ただし、疾病その他特別の理由のあるときは、茨城県警察本部長は1食120円までこれを増額することができる。

茨城県公安委員会告示第10号

交通信号機を設置し管理する場所(昭和36年茨城県公安委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

昭和42年3月30日

茨城県公安委員会委員長 宮崎慶一郎

公安委員会が設置し管理する場所の部中、第69号の次に次の1号を加える。

70	土浦市真鍋382の1番地先	6号国道 真鍋踏切	土 浦
----	---------------	--------------	-----

公安委員会が設置を委任し管理する場所の部中、第62号の次に次の1号を加える。

63	日立市成沢町1414番地先	6号国道 上の内社宅入口交差点	日 立
----	---------------	--------------------	-----

茨城県公安委員会告示第11号

道路の通行の禁止、制限その他の交通規制（昭和36年茨城県公安委員会告示第5号）の一部を次のように改正し、昭和42年3月30日から施行する。

昭和42年3月30日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶一郎

徐行の部中、第99号の次に次の2号を加える。

100	国 道 6号線	土浦市真鍋738番地先から同所382の1番地先まで (十番軒食堂前から真鍋踏切まで) 上り側	50	メートル	土 浦
101	"	土浦市真鍋390の1番地先から同所382の1番地先ま で (湖南通運真鍋営業所前から真鍋踏切まで) 下り側	"	"	"

公 告

●干拓事業竣工の期日の決定について

土地改良法第94条の8第5項の規定に基づき、国営土地改良事業 茨城県代行干拓日川地区の竣工の期日を、昭和42年3月31日と定めたので公告する。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

●鶴戸沼土地改良区役員の退任

猿島郡岩井町鶴戸に事務所をおく鶴戸沼土地改良区から下記のとおり役員が退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和42年3月30日

茨城県境土地改良事務所長 錢 谷 守 雄

記

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字若林2276	理 事	中 村 升	死亡に付退任

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

免許番号及び 年 月 日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
18 42. 3. 23	広瀬不動産 株式会社	広瀬嘉幸	広瀬嘉幸	土浦市敷島町3306

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

記

聴聞期日 昭和42年4月4日 午後1時

聴聞場所 古河市東代官町6225

聴聞事項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。

既存建築物を料理店に用途変更する。

申請者住所氏名 古河市東代官町6225 長尾とら

建築物構造規模 木造2階建鉄板葺 $145.74m^2$ 用途変更 既存 $326.2m^2$

建築物の位置 古河市東代官町6225

敷地面積 $756.76m^2$

●小売販売業者甲の登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の2第2項の規定にもとづき次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和42年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

登録番号	登録年月日	営業所の所在地	名称及び氏名
鹿振 第96号	42. 2. 28	鹿島郡神栖村大字日川1536番地	山田商店 山田千 年

県政の総覧 …… 県民の六法

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる、県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和40年5月1日より送料とも1カ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 5 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所